

騒音規制法・振動規制法・市川市環境保全条例に基づく 特定施設の届出について

一定の騒音や振動が発生する施設を工場・事業場に
設置する際には法律又は条例に基づく届出が必要です

(この法令上の「施設」とは、工場・事業場全体ではなく、産業機械など個々の「設備」を指します)

《 目 次 》

1. 届出手続きの流れ・届出様式	p.1
2. 規制対象地域（指定地域）	p.2
3. 規制基準等	p.3～4
4. 対象施設（特定施設）	p.5～6
5. 届出一覧（設置、変更、廃止、承継）	p.7
※添付書類 （騒音の大きさの計算方法、騒音・振動防止施設の概要）	p.8
6. 届出書の記入例	p.9～10
7. 第2庁舎へのアクセス	p.11

【問合せ・届出先】

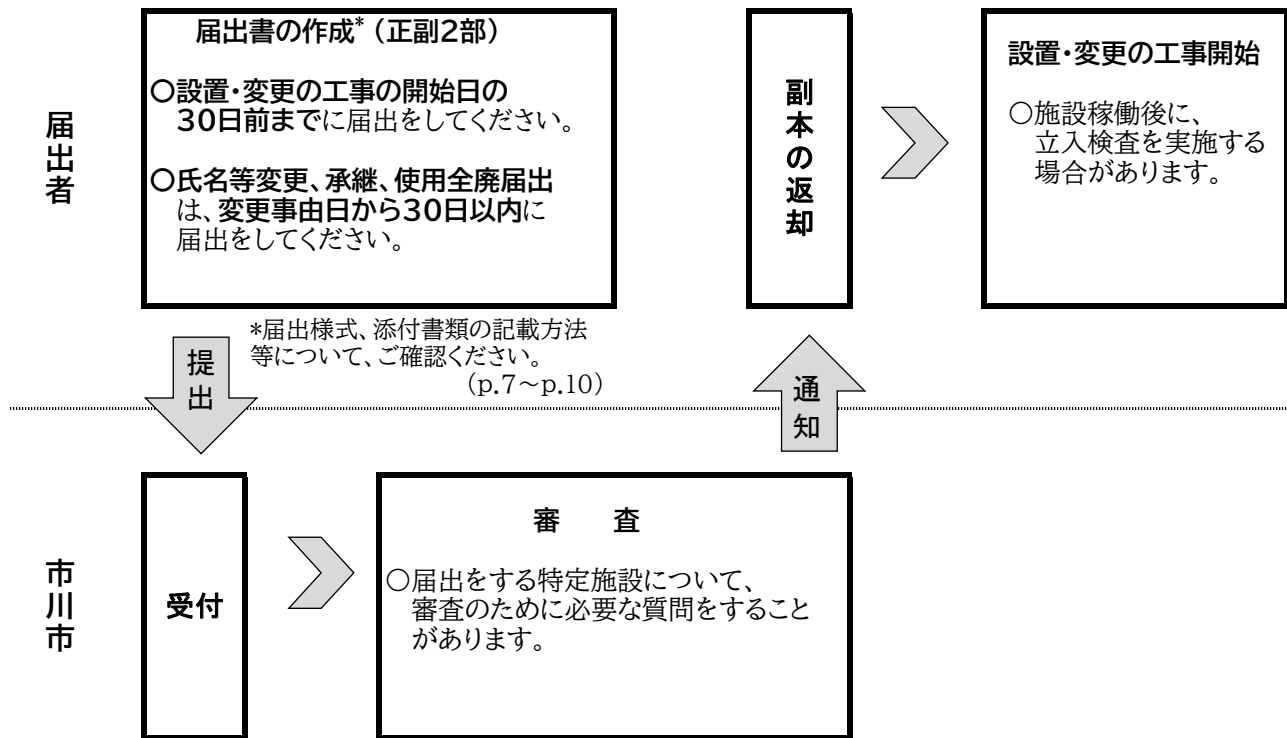
市川市 環境部 生活環境保全課

住所：〒272-8501 千葉県市川市南八幡2丁目20番2号

電話：047-712-6312（直通）

FAX: 047-712-6316

1. 届出手続きの流れ



1-2. 関係法令及び届出様式

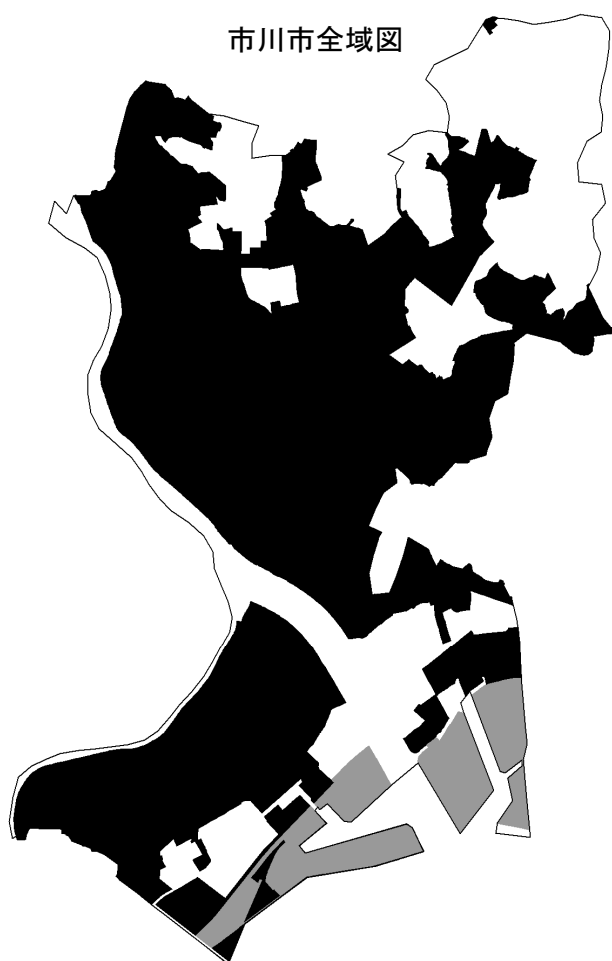
法令条文の検索・届出様式は下記のホームページを参照して下さい。

	騒音規制法・振動規制法	市川市環境保全条例
法令条文の検索	https://elaws.e-gov.go.jp/ (e-Gov法令検索) 	https://www.city.ichikawa.lg.jp/gen08/1111000002.html (市川市例規集) 
届出様式	https://www.city.ichikawa.lg.jp/env03/1111000026.html 	https://www.city.ichikawa.lg.jp/env03/1111000009.html 

2. 騒音・振動に係る規制地域(指定地域)

市川市内において騒音規制法・振動規制法・市川市環境保全条例[騒音・振動]が適用される地域(指定地域)は以下の通りとなります。

法令の区分 地域の区分		凡例 (下図(市 全域図))	騒 音		振 動	
			騒 音 規制法	市 川 市 環境保全条例	振 動 規制法	市 川 市 環境保全条例
用途地域の定めのある地域 都市計画法における	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	■	対象	対象	対象	対象
	工業専用地域	■	対象	対象	対象外	対象外
用途地域の定めのない地域		□	対象外	対象	対象外	対象



※ 用途地域の詳細については、
市川市地図情報システム『いち案内』
から確認できます。

(<https://gis.city.ichikawa.lg.jp/webgis/?mp=101>)



3. 規制基準等

法令に定められた騒音・振動の特定施設を指定地域内に設置している場合は、工場・事業場から発生する全ての騒音・振動について規制基準が適用されます。

■ 特定工場等において発生する騒音に係る規制基準

時間の区分 地域の区分	朝 (6時～8時)	昼間 (8時～19時)	夕 (19時～22時)	夜間 (22時～6時)
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	45dB	50dB	45dB	40dB
第一種住居地域 第二種住居地域 第一特別地域	50dB	55dB	50dB	45dB
近隣商業地域 商業地域 準工業地域(第一特別地域を除く) 第二特別地域	60dB	65dB	60dB	50dB
工業地域(第二特別地域を除く) 工業専用地域	65dB	70dB	65dB	60dB
用途地域の定めのない地域	55dB	60dB	55dB	50dB

(注1) 規制基準は、工場・事業場の敷地の境界線での騒音値です。

(注2) 「第一特別地域」とは、準工業地域及び工業地域のうち、aに接する地域で、aの周囲30m以内の地域をいいます。

(注3) 「第二特別地域」とは、工業地域のうち、bに接する地域で、bの周囲30m以内の地域をいいます。

(注4) 学校等※(aにあるものを除く)の敷地の周囲おおむね50mの区域内における基準値は、この表の基準値から5dBを引いた値になります。

■ 特定工場等において発生する振動に係る規制基準

時間の区分 地域の区分	昼間 (8時から19時まで)	夜間 (19時から8時まで)
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域	60dB	55dB
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65dB	60dB
用途地域の定めのない地域	60dB	55dB

(注1) 規制基準は、工場・事業場の敷地の境界線での振動レベルです。

(注2) 工業専用地域については規制基準は適用されません。

(注3) 学校等※の敷地の周囲おおむね50mの区域内における基準値は、この表の基準値から5dBを引いた値になります。

※学校等…学校、幼稚園、保育所、認定こども園、病院、入院施設のある診療所、図書館、特別養護老人ホーム

(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園)

■ 勧告及び命令

(1) 計画変更勧告

(騒音規制法 第 9 条/振動規制法 第 9 条/市川市環境保全条例 第 71 条)

特定施設の設置又は変更の届出に関し、特定工場等から発生する騒音又は振動の大きさが規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が損なわれると認められるときは、その届出が受理された日から30日以内に限り、届出者に対して計画を変更すべきことを勧告することがあります。

(2) 改善勧告及び改善命令

(騒音規制法 第 12 条/振動規制法 第 12 条/市川市環境保全条例 第 75 条)

・特定工場等から発生する騒音又は振動の大きさが規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が損なわれていると認められるときは、特定工場等を設置しているものに対して騒音若しくは振動の防止方法等を改善すべきことを勧告することがあります。

・計画変更勧告に従わずに特定施設を設置しているとき、又は改善勧告に従わないときは、その勧告に従うべきことを命ずることがあります。

■ 報告及び検査

(1) 報告の徴収

(騒音規制法 第 20 条/振動規制法 第 17 条/市川市環境保全条例 第 109 条)

特定施設の状況等について報告を求めることがあります。

(2) 立入検査

(騒音規制法 第 20 条/振動規制法 第 17 条/市川市環境保全条例 第 110 条)

特定施設その他の物件について立入検査を行なうことがあります。

■ 罰 則

(騒音規制法 第 29～33 条/振動規制法 第 25～29 条/市川市環境保全条例 第 112～120 条)

届出を怠ったとき、改善命令に従わないとき、あるいは報告又は検査を拒んだとき等には、罰則を適用することがあります。

■ 電気・ガス工作物の取り扱い

(騒音規制法 第 21 条/振動規制法 第 18 条)

電気事業法に規定する電気工作物、ガス事業法に規定するガス工作物又は鉱山保安法に規定する建設物等である特定施設については、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の規定が適用されるため、特定施設の設置・変更等の各種届出、計画変更に関する勧告・命令の規定は適用されません。なお、敷地境界での規制基準は遵守しなければなりません。

4-1. 届出対象施設（特定施設 1/2）

【凡例】 ○：法律(騒音規制法・振動規制法)に基づく指定地域に設置する特定施設が対象

●：市川市環境保全条例(騒音・振動)は、「法律対象規模未満」又は「法律の指定地域外であって条例の指定地域に設置」する特定施設が対象

(注)届出対象施設の規模・能力について備考に記載がない場合は、原動機の定格出力。詳細は法令本文等を参照。

		騒音		振動		備考
		騒音規制法	市川市環境保全条例	振動規制法	市川市環境保全条例	
指定地域		市街化区域	市内全域	市街化区域 (工業専用地域を除く)	市内全域 (工業専用地域を除く)	
特定施設						
金属加工機械	圧延機械	22.5kW 以上* ¹ ○	●		●	*1: 原動機の定格出力の合計
	製管機械	○	●		●	
	バンディングマシン	3.75kW 以上* ² ○	●		●	*2: ロール式に限る
	液圧プレス	○* ³	●	○* ³	●	*3: 矯正プレスを除く
	機械プレス	294kN 以上 ○	●	○	●	呼び加圧能力
	せん断機	3.75kW 以上 ○	●	1kW 以上 ○	●	
	鍛造機	○	●	○	●	
	ワイヤーフォーミングマシン	○	●	37.5kW 以上 ○	●	
	ブラスト	○* ⁴	●			*4: タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く
	タンブラー	○	●			
	製びょう機		●			
	製釘機		●			
	切断機	○* ⁵	●			*5: といしを用いるものに限る
	平削盤		●			
	型削盤		●			
	研磨機		●			
	自動やすり目立機		●			
空気圧縮機		7.5kW 以上* ⁶ ○	2.25kW 以上 ●	7.5kW 以上* ⁷ ○	2.25kW 以上 ●	【騒音・振動 共通】 ・日本標準商品分類において、概ね圧縮機(冷凍機を除く)に分類される下記のものが対象。 31 2 圧縮機(冷凍機を除く) 31 21 ターボ形圧縮機 31 22 容積形圧縮機 31 29 その他の圧縮機(冷凍機を除く) ・冷凍機、空調機に搭載されているものは冷凍機、空調機として届出。 *6,*7: 環境大臣が指定するものを除く
圧縮機				7.5kW 以上* ⁷ ○	2.25kW 以上 ●	
送風機(排風機)		7.5kW 以上 ○	2.25kW 以上 ●			
破碎機、摩砕機		7.5kW 以上* ⁸ ○	●	7.5kW 以上* ⁸ ○	●	*8: 土石用又は鉱物用のものに限る [注] 37.5kW以上のものは「粉じん発生施設」の届出も必要(湿式及び密閉式を除く)
ふるい、分級機		7.5kW 以上 ○	●	7.5kW 以上 ○	●	土石用又は鉱物用のものに限る [注] 「粉じん発生施設」の届出も必要(湿式及び密閉式を除く)
粉碎機			●		●	
繊維機械	織機	○	●	○	●	原動機を用いるものに限る
	紡績機械		●			
	編組機		●			
	ねん糸機		●			

4-2. 届出対象施設（特定施設 2/2）

【凡例】○：法律(騒音規制法・振動規制法)に基づく指定地域に設置する特定施設が対象

●：市川市環境保全条例(騒音・振動)は、「法律対象規模未満」又は「法律の指定地域外であって条例の指定地域に設置」する特定施設が対象

(注)届出対象施設の規模・能力について備考に記載がない場合は、原動機の定格出力。詳細は法令本文等を参照。

		騒音		振動		備考
		騒音 規制法	市川市 環境保全条例	振動 規制法	市川市 環境保全条例	
指定地域 特定施設		市街化区域	市内全域	市街化区域 (工業専用地域を 除く)	市内全域 (工業専用地域を 除く)	
建設用資材製造機械	コンクリートブロックマシン			2.95kW 以上*9 ○	●	*9: 原動機の定格出力の合計
	コンクリート管・柱製造機械			10kW 以上*10 ○	●	*10: 原動機の定格出力の合計
	コンクリートプラント	混練容量 0.45m ³ 以上*11 ○	●			*11: 気ほうコンクリートプラントを除く
	アスファルトプラント	混練容量 200kg 以上 ○	●			
木材加工機械	ドラムパーカー	○	●	○	●	
	チップパー	2.25kW 以上 ○	●	2.2kW 以上 ○	●	
	碎木機	○	●			
	帯のご盤(製材用)	15kW 以上 ○	●			
	帯のご盤(木工用)	2.25kW 以上 ○	●			
	丸のご盤(製材用)	15kW 以上 ○	●			
	丸のご盤(木工用)	2.25kW 以上 ○	●			
	かんな盤	2.25kW 以上 ○	●			
抄紙機		○	●			
印刷機械		○*12	●*12	2.2kW 以上 ○	2.2kW 以上 ●	*12: 原動機を用いるものに限る
ロール機	ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機		●	30kW 以上*13 ○	●	*13: カレンダーロール機を除く
	その他のロール機		●			
合成樹脂用射出成形機		○	●	○	●	
鋳造型機		○*14	●	○*14	●	*14: ジョルト式のものに限る
ニューマチックハンマー			●			
自動製瓶機			●			
ドラム缶洗浄機			●			
ロータリーキルン			●			
コルゲートマシン			●			
バーナー			25L/h以上 ●			重油換算による燃焼能力
走行 クレーン	天井走行クレーン		●			
	門型走行クレーン		●			
集じん装置			●			
冷凍機			2.25kW以上 ●		2.25kW 以上 ●	圧縮機的能力
空調機			2.25kW以上 ●		2.25kW 以上 ●	電気式の場合は圧縮機的能力を、ガスエンジン式の場合はエンジンの定格出力を示す
原動機	ディーゼルエンジン		●		●	燃料消費量25L/h以上のものは「ばい煙発生施設」の届出も必要
	ガソリンエンジン		●		●	燃料消費量17.5L/h以上のものは「ばい煙発生施設」の届出も必要
クーリングタワー			●			
自動二輪車競技施設			●			
自動車 駐車場	平面式駐車場		10台以上 ●			収容能力
	立体式駐車場		5台以上 ●			収容能力

5.届 出 一 覧 (法令根拠条文・届出書様式*1)

種 類	内 容	騒音規制法	振動規制法	市川市 環境保全条例	届 出 期 限	添 付 書 類*2
設 置	新 規 工場又は事業場に 特定施設(作業を含 む,以下同じ)を設置 しようとする場合	(第6条第1項) 特定施設 設置届出書 ・様式第1	(第6条第1項) 特定施設 設置届出書 ・様式第1	(第67条第1項) 特定施設設置 (使用)届出書 【騒音】 ・様式第1号 ・別紙6 【振動】 ・様式第1号 ・別紙7	設置工事 開始の 30日前 まで	① 見取図 (周 辺 100m 程度) ② 法人の 組織図 (経 営 組 織の運営 を図示) ③ 建物の 配置図 (構 造 や 大 き さ、 特定施設 の設置個 所、敷地 境界まで の距離を 明記)
	使 用 ・1つの地域が指定 地域となった際に、 特定施設を設置して いる場合 ・1つの施設が特定 施設となった際に、 その施設を設置して いる場合(工事中の ものを含む)	(第7条第1項) 特定施設 使用届出書 ・様式第2	(第7条第1項) 特定施設 使用届出書 ・様式第2	(第69条第1項) 特定施設設置 (使用)届出書 【騒音】 ・様式第1号 ・別紙6 【振動】 ・様式第1号 ・別紙7	指定地域 となった 日又は特 定施設と なった日 から 30日以内	④ 騒音・振 動の大き さの計算 書 (p.8 参照) ⑤ 特定施設 及 び 騒 音・振動 防止施設 の 概 要 (p.8 参照)
変 更	数 等 特定施設の種類ごと の数を変更する場合	(第8条第1項) 特定施設の 種類ごとの数 変更届出書 ・様式第3	-	(第70条第1項) 特定施設構造等 変更届出書 【騒音】 ・様式第2号 ・別紙6 【振動】 ・様式第2号 ・別紙7	変更に係 る工事 開始の 30日前 まで	
	防 止 方 法 ・特定施設の種類及 び能力ごとの数を変 更する場合 ・特定施設の使用の 方法を変更する場合	-	(第8条第1項) 特定施設の種類 及び能力ごとの 数・特定施設の 使用の方法変更 届出書 ・様式第3			
	氏 名 等 騒音又は振動の防 止の方法を変更する 場合	(第8条第1項) 騒音の防止の 方法変更届出書 ・様式第4	(第8条第1項) 振動の防止の 方法変更届出書 ・様式第4			
	氏 名 等 届出者の氏名、住 所、法人にあっては 代表者の氏名、工 場・事業場の名称、 所在地等の変更が あった場合	(第10条) 氏名等 変更届出書 ・様式第6	(第10条) 氏名等 変更届出書 ・様式第6	(第72条) 氏名等変更 届出書 【騒音・振動共通】 ・様式第3号	変更があ った日 から 30日以内	-
廃 止	特定施設のすべてを 廃止した場合	(第10条) 特定施設 使用全廃届出書 ・様式第7	(第10条) 特定施設 使用全廃届出書 ・様式第7	(第72条) 特定施設使用 廃止(全廃) 届出書 【騒音・振動共通】 ・様式第4号	廃止した 日から 30日以内	-
承 継	届出者からの譲受、 借受、相続、合併等 で特定施設を承継し た場合	(第11条第3項) 承継届出書 ・様式第8	(第11条第3項) 承継届出書 ・様式第8	(第73条第3項) 承継届出書 【騒音・振動共通】 ・様式第5号	承継があ った日か ら 30日以内	-

*1:届出書様式は市の公式ホームページより入手できます。(p.1 参照) *2:複数の届出を同時に提出する場合は、重複する添付書類を省略することができます。

- 1)各特定施設から発生する騒音について計算し、全てを合成してください。
- 2)敷地の東西南北における予測計算が必要となりますが、騒音の影響が明らかに小さい地点については、この限りではありません。
- 3)騒音の予測地点は、騒音の影響が最も大きいと思われる敷地境界線上の地点とし、原則として特定施設から敷地境界までの距離は水平距離で計算して下さい。
- 4)騒音の発生場所と予測地点及びその間の距離を示した図面を添付して下さい。
- 5)騒音の防止措置を講じる場合は、減衰量の算出に必要な根拠も明示して下さい。

※振動については、防振架台など、振動対策設備等のカタログを計算書に替えることができます。

[illegible]

[規制基準適合判定:○=適合,×=不適合]

地域の区分(用途地域)	工業地域	周囲 50m に学校等の有無	有
規制基準(dB)			
昼間(8-19 時)	朝・夕(6-8 時、19-22 時)	夜間(22-6 時)	
65	60	55	

*別紙参照

特定施設の種類	1mにおける 音圧レベル(dB)	受音点まで の距離(m)	距離減衰 (dB)	遮音効果* (dB)	敷地境界における 騒音レベル(dB)
機械プレス	80	5.0	14.0	25.0	41.0 [O]

*別紙参照

特定施設の種類	1mにおける 音圧レベル(dB)	受音点までの 距離(m)	距離減衰 (dB)	遮音効果* (dB)	敷地境界における 騒音レベル(dB)
機械プレス	80	10.5	20.4	25.0	34.6
空調機	65	3.3	10.4	-	54.6
排風機	67	23.5	27.4	-	39.6
合成音					54.8 [O]

特定施設の種類	1mにおける 音圧レベル(dB)	受音点ま での距離(m)	距離減衰 (dB)	遮音効果 (dB)	敷地境界における 騒音レベル(dB)
排風機	67	7.0	16.9	-	50.1
空調機	65	22.0	26.8	-	38.2
合成音					50.4 [O]

・防音・防振措置を講じる場合、それぞれの構造や騒音・振動の低減効果が分かる図書やカタログ

6-1. 届出書の記入例（表紙）

様式第1号（第5条、第17条、第27条、第45条、第61条関係）

設置の工事開始日の30日前までにご提出下さい。

特定施設設置（使用）届出書

〇〇年 〇月 〇日

市川市長

変更の場合は、構造等変更届出書（様式第2号）をご用意下さい。

届出者 住所（所在地）（郵便番号272-8501）

市川市八幡1-1-1

氏名（名称及び代表者の氏名）

株式会社 イチカワ 代表取締役社長 役所 太郎

事業所等の場合はその名称を記入して下さい。

この届出 職名及び氏名（電話番号047-334-1111）

の取扱者 施設管理部 役所 次郎

市川市環境保全条例第19条第1項・第20条第1項・第32条第1項・第33条第1項・第47条第1項・第67条第1項・第69条第1項・第86条第1項・第87条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出に係る特定施設の区分	1 ばい煙 2 粉じん 3 水質 4 地盤の沈下及び地下水位の著しい低下 ⑤騒音 ⑥振動 7 悪臭
工場等の名称	株式会社 イチカワ 南八幡工場（電話番号047-320-3117）
工場等の所在地	南八幡2-18-9（郵便番号272-0815）
△特定施設の種類の別紙のとおり	公害を防止するための組織及び担当者の職氏名 施設管理部 部長 役所 三郎
△特定施設の構造の別紙のとおり	常時勤務する従業員の数 50人
△特定施設の使用の方法の別紙のとおり	工場等の敷地面積 300 m ²
△公害の防止又は処理の方法の別紙のとおり	工場等の建築面積 450 m ²
業種及び主な生産品目	情報通信業 工場等の所在地の用途地域 商業地域
資本金若しくは出資金又は資金の総額	1,000万円 通常の始業及び終業の時刻 9時00分から 17時00分まで
添付書類	1 工場等の敷地の周囲100メートルの見取図 2 特定施設を設置する者が法人である場合にあっては、その法人の組織図
V※審査結果	添付漏れにご注意ください。
※受理年月日	※整理番号 ※備考

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。

2 △印の欄については、別紙1から別紙8までのうち、届出に係る特定施設の区分に応じて選択したものによること。

3 用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

6-2. 届出書の記入例（別紙）

別紙 6

振動については別紙 7 に記入して下さい。

騒音に係る特定施設の概要

種 類	バーナー	空調機	ディーゼル エンジン	自動車 駐車場
数	1	2	1	1
構造	特定施設の種類 (p5, 6 参照) を記入して下さい。			
着工予定 設置年月日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日
使用開始予定年月日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日
型 式	ABC-1型	DEF-2型	GHI-3型	平置式
公 称 能 力	30L/時	(4.3)+(2.5)kW	100kW 燃料消費量 20L/時	12台
騒 音 値 (dB)	〇〇dB	〇〇dB	〇〇dB	—
使用 の 方 法	音響パワーレベル (PWL) ではなく、音圧レベル (SPL) を記入して下さい。			
使用開始時刻	8時 00分	8時 00分	8時 00分	6時 00分
使用終了時刻	18時 00分	18時 00分	18時 00分	20時 00分
使用状況	25日/月	作業時間中の温度調整	非常時 及び 点検 (2回/年)	来客者 及び 従業員用
騒音の防止の方法	・敷地境界から 距離を置く。 ・密閉式のボイラ ー室内に設置す る。	・敷地境界から 距離を置く。 ・防音壁を設置 する。	・室内に設置 する。 ・防音壁を設置 する。	・アイドリングス トップの看板を 設置する。
添 付 書 類	1 特定施設、騒音の防止施設及び建築物の配置図 2 工場等の敷地の境界線における騒音の大きさの計算書 3 特定施設及び騒音の防止施設の構造の概要図			

添付漏れにご注意ください。

- 備考
- 1 特定施設設置（新設）の届出にあっては着工予定年月日を、特定施設使用（既設）の届出にあっては設置年月日を記入すること。
 - 2 特定施設使用（既設）の届出にあっては、使用開始予定年月日を記入する必要はない。
 - 3 特定施設の種類の欄には、市川市環境保全条例施行規則表第 8 の騒音に係る特定施設の表に掲げる番号およびア、イ、ウ等の記号並びに施設名を記入すること。
 - 4 騒音値の欄には、特定施設から 1 メートル離れた場所で測定した測定値を記入すること。
 - 5 騒音の防止の方法は、消音施設の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を用いること。

